

第295回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年6月5日(月) 14:00~15:40

2. 通知年月日 令和5年5月11日(木)

3. 公示年月日 令和5年5月29日(月)

4. 開催場所 長崎市元船町14-10

橋本商会ビル 3階 1号会議室

5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、
岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、
浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員

(事務局) 古原事務局長、村瀬事務局次長、丸田課長補佐、
吉川係長、原書記

(長崎県) 漁業振興課 松尾企画監

資源管理班 宮原課長補佐、伊藤技師

漁業調整班 円口技師

県北振興局水産課 前川係長、青木技師

6. 議題

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

その他 (1) 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の
変更について

(2) 令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について

(3) 令和5管理年度(第9管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について

(4) 令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の変更につい
て

7. 議事

(開会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第295回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

会長

本日は令和5年度になり初めての委員会ですが、県の4月1日付け人事異動がっておりますので、事務局及び県職員の自己紹介をお願いします。

事務局

事務局次長の村瀬でございます。

事務局課長補佐の丸田でございます。

同じく書記の原でございます。

県 漁業振興課企画監の松尾です。

漁業振興課資源管理班の伊藤です。

会 長 それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員15名中、全委員の出席となっております。
出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
また、本日は第1号議案の説明のため、県北振興局水産課前川係長、青木技師、漁業振興課 漁業調整班、円口技師、第2号議案、その他の説明のため資源管理班、伊藤技師が出席しておりますのでご紹介します。

会 長 これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。
本日の議事録署名人は、「五島委員」と「山外委員」に願います。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、
○第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」
○第2号議案
「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」
○その他
(1)「令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について」
(2)「令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について」
(3)「令和5管理年度(第9管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について」
(4)「令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の変更について」
となっております。

会 長 それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、お手元の資料の4ページからが1号議案となります。県から第1号議案の諮問文が県北振興局管轄分の「2そう地びき網漁業」と漁業振興課管轄分の「小型いかつり漁業」の2件参っておりますので順番に説明い

事務局

たします。

まずは「2そう地びき網漁業」について諮問文を読み上げます。5-1ページをご覧ください。

(諮問文朗読)

また、資料5-2ページに関連する資料を添付しております。県担当者からご説明いたします。

県北振興局水産課

○ 次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明「2そう地ひき網漁業(針尾地区)」

事務局

続きまして「小型いかつり漁業」について諮問文を読み上げます。6-1ページをご覧ください。

(諮問文朗読)

内容について県担当者から説明いたします。

漁業振興課

○ 次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明「小型いかつり漁業」

会長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員

(意見等なし)

会長

ご意見等もないようですので、県北振興局専決許可分と本庁許可分を分けて採決します。

はじめに県北振興局専決許可の「2そう地びき網漁業(針尾地区)」について、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会長

ご異議も無いようですので県北振興局専決許可の「2そう地びき網漁業(針尾地区)」について、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして本庁許可の「小型いかつり漁業」について諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので、本庁許可の「小型いかつり漁業」について諮

問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。

その他の(1)で報告を受けることになっている「令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更」についても関連があることから、合わせて説明を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

全委員

(異議なし)

会長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案について、お手元の資料の8ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

内容について県担当者から説明いたします。

漁業振興課

- ・1号議案に関連のある「まさば及びごまさば」の令和4管理年度の知事管理可能量の追加配分について説明。
- ・今漁期はこれまでに5回の変更。
- ・5回目は、国の資源管理基本方針の改正に伴い、今管理年度のさば類について翌管理年度からTACを前借することが可能となり、国へ追加配分を要請。
- ・前借2,400トンは、長崎県旋網漁業協同組合から、過去の実績に基づき超過することなく管理できる数量として要望を受けた数量。
- ・前借数量2,400トンは中型まき網漁業に配分し、併せて、県留保900トンから300トンを中型まき網漁業に、100トンをその他漁業に追加配分。
- ・中型まき網漁業には前借2,400トンと300トンを合わせた2,700トンを配分し合計25,200トン。
- ・1号議案は7月1日からの令和5管理年度の「まさば及びごまさば」の知事管理漁獲可能量を定めるもの。
- ・「まさば及びごまさば」について、令和5年の目標とする資源水準は、令和4年に引き続き「持続的に最大の漁獲が可能となる最大持続生産量」いわゆるMSYを実現するために必要な親魚量への回復。
- ・長崎県知事管理漁獲可能量(案)「1. 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項」について、国から本県への割当数量は、令和5年の「まさば及びごまさば」は25,600トン(令和4年比

7,500トン増)。なお、大臣管理と知事管理漁獲量全体に占める本県の配分シェアは令和5年まで固定。

- ・「2. 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項」は、県に配分された数量を県の資源管理方針で定めた知事管理区分毎に配分する数量を記載。
- ・「まさば及びごまさば」は、中型まき網漁業に23,800トン、その他の漁業は努力量管理として「現行水準」。
- ・当初配分時点で、令和5年の留保の数量は1,300トン。
- ・中型まき網漁業への配分量(23,800トン)は、県配分数量から留保1,300トンを控除し、直近3カ年の本県漁獲量に占める中型まき網のシェア(平均97.54%)を乗じて算出。

会 長 　　ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員 　　最初に苦言から入ります。久々に分かりにくい説明だったと言っておきます。資料の作り方、説明の仕方、特に何をこの場に諮問したいのかが見えてこない。まず最初に対馬暖流系群の漁獲可能量が果たして本当に妥当なのか。これはMSYのそのへんから見ていかないと分からないので、単に数字を言われただけでは分かりにくいところがあります。私も今年反省していたのが、去年のまさば、ごまさばの対馬系群の13万トンという数字が出た時に、数字の怖さを感じきれなかった。そして半年後にはあれだけの混乱が生じた。その次に国の漁獲可能量、配分が出た時に、他県と比較して、大臣許可と比較して果たして長崎県に妥当に配分されているのか。TACが始まった最初の頃には、この委員会で示される資料に他県配分数量なんて出てこなかった。長崎県の配分数量だけ言われて、これをどうやって評価できるんですかっていうことで、その後国とのやりとりを担当者がやった結果、その後今のようにかなり公表された。今では水産庁のホームページにはかなりのデータが閲覧できるようにまできてます。その辺のオープン性は出てきているが、その中で長崎県に配分された枠の中でまき網漁業にこれだけ配分しますというのが、特にさば類なんか春先に20gぐらいの、その年に生まれた小さいのが定置網に大量に入ります。その辺を見越して現行水準の中で留保枠を持っているのですが、果たしてこの数量が足りるのかどうか、やはりこの場でも検討していかなければならないことがあるが、今何を説明していたのか、説明していたのは数字を「ずっといくらになります」、「はい何ページにここに書いてあります」という具合だったが、ものすごく分かりづらかった。そこは少し説明の仕方を検討していただきたい。もう少し分かりやすい説明を求めます。以上です。

会 長 　　他に何か意見等ございませんか。

全委員 　　(意見等なし)

会 長 　　他にご意見等もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に

関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、その他の件とします。

「(1)」は先ほど説明を受けましたので、

「(2)令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について、(3)令和5管理年度(第9管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について」、一括して報告をお願いします。

事務局

お手元の資料の24ページから41ページに関連する資料を添付しております。

漁業振興課

○第8管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について、以下を報告。

・第8管理期間の漁獲実績

(小型魚)割当量 901.9トンに対し、実績 833.5トン

(大型魚)割当量 184.6トンに対し、実績 140.0トン

・海区内の漁業種類間及び海区間の割当量の融通

・枠内先取り方式(オリンピック)の実施結果

・他の都道府県及び大臣管理漁業との割当量の融通結果など

○第9管理期間におけるくろまぐろの追加配分について、以下を報告。

(小型魚)当初 728.9トンから 881.4トン、

さらに 872.1トンに変更

(大型魚)当初 173.3トンから 195.2トンに変更

さらに 194.4トンに変更

・「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について」により、小型魚及び大型魚の各海區別、採捕の種類別の配分量を変更する予定。

会長

ただいまの報告について意見等ありますか。

吉本委員

数字が示されたということだと思うが、私たち県南海区はあまりまぐろを獲る海域ではないと思うが、県北、壱岐、対馬、五島の方々がどういった感触を持っているのか、私は分からなくて、果たして足りているのか、足りていないのか、これは数字を示されたので決まったことなんでしょうが、また今話題になってますよね。まぐろが異常に獲れてるよというのが各地域であってますよね。長崎県内でもあってますよね。壱岐かな、まぐろがどんと揚がったと。示された数字は今年度までは受け止めなくてはいけないんだろうけども、感

触としてはどうなんですか。私はその辺のところを知りたいなど。7海区会長会に古原事務局長も出席されてると思いますが、まぐろに関しては非常にナーバスになっている組合長がたくさんいらっしやって、令和6年度は見直しになるんですかね。それもふまえた中で今年は非常に大事な時期かなと思うんです。ただその辺の温度差、私たちのここが、調整委員会の場が、県北の上の方の海域と私たちの県南の海域とおそらく温度差が違うんじゃないかという気がしてならない。事務局長にお尋ねします。どういった温度差がありますか。

事務局長

吉本委員がおっしゃられるように、やはり県南は従事されている方が少ない、枠の配分量も少ないということで、調整委員会の中でも活発な議論がある状態ではない訳ですが、例えば県北では、配分が小型魚であれば平成22年から24年の海区の実績の比率で配分、大型魚についても平成27年から30年の実績で配分しているということで、当初配分に対してかなりご不満があるという中で、県としては限られた県に配分された枠の消化率を高めるために、先ほど説明しましたとおり、小型魚については2月から枠内先取り、オリンピック方式という形で各海区から残った分の7割を県の方に預けてもらって、それをよーいどんで獲るという形、今年でいいますと先ほど説明がありましたとおり2百数十トン枠内先取り方式でやって、結果的に当初設定した枠よりも1割ほど超えた形です。そういった形で消化率を高め結果として小型魚は9割を超える消化となりました。一方、大型魚については数字を見てわかるように壱岐の枠が非常に多い中で、壱岐海区の大久保会長が各方面の要望に応じて融通をしていただき、消化率を高めていただきました。各海区ともこのくろまぐろについてはご不満があるというのが実態でございます。

ただ、いろんな意見があって、昨年度浜回りをして、枠についていろんな意見が出ています。そのままでいいよという意見、あるいは見直すべきだとの意見、いろんな意見がありますというところを少し漁業振興課から紹介させていただきます。

漁業振興課

事務局長から説明がありましたが、県としましても今の配分の方法が、限りある国から示された漁獲可能量の中での配分となりますので、条件が定められた中でいかに平等に、現状に即した、ご不満の少ない形で配分できるかというのは、昨年の9月から各浜を回らせていただいて、どのような意見があるでしょうかということでご意見をいただいたところです。

その中で様々な意見があって、今枠が多いところは、配分方法を変えて枠が減るのは困るという意見も出るし、枠が少なくて最近定置網で大量に漁獲される海区では直近実績をできるだけ見てほしいとのコメントをいただいています。我々としましても、当初の配分や追加配分の方法は未来永劫同じような方法で配分するのがベストとは思っておりませんので、漁業者の皆様のご意見を踏まえながら、できるだけ多くの方が納得していただける形で、配分方法の見直しというのは将来的にはご要望があれば考えていきたいと考えておりますので、各海区の組合長会であつたり引き続き情報を提供させていただいて議論を深めていただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

あと吉本委員からありました国の枠の見直しが令和6年になるという話な

んですが、ちょうど明日、WCPFCの国内向け説明会ということで、我々Webで参加させていただきますが、国の方のWCPFCにどう臨むのかという説明会があります。その中でも現状事務局長が説明いたしましたが、なかなかくろまぐろの漁獲枠が少なく、最近の大量来遊に漁業者の皆様が苦勞されている状況は我々も把握しておりますので、国に強く、増枠について1年でも早く勝ち取るように要望してまいりますので引き続きよろしく願います。

吉本委員 調整委員会の場で、この数字が出てきているので感想として、いろんな話が耳に入ってくるものだから、これについては来年度また新しい数字が示されてくる中で今頑張らないとどうにもならないじゃないですか。皆さんお困りの地域があるからそこについてお聞きしたかったのです。ありがとうございました。

事務局長 我々もあらゆる機会を通じて国に増枠を勝ち取るように要望してまいりたいと思います。

会 長 他にこの件に関して何かありませんか。

松下委員 本質的なことではないんですが、ちょっと言葉遣いに気を付けた方がいいんじゃないかと思いました。オリンピック方式という言葉は先ほど事務局長が言われたように枠内先取り方式ということで一般的に理解されていますが、今日の委員会の中でオリンピックを実施なんて言葉が出てくるんですが、そうすると獲った者勝ちで一番獲った者が偉いんだというふうに聞こえてしまって、今の話のように国際的な資源を浜の方たちが我慢しながらなんとか管理しようとしている時に、ちょっと誤解を与えるような言葉になりますので、公文書として残る会議の場ではやめた方が良くと思いました。浜で話すのは全然問題ないと思いますが。

事務局長 松下委員、ご意見ありがとうございました。オリンピックという言葉はこれまでずっと言葉として使っているものですから、見直すべきかどうかも含めて考えさせていただきたいと思います。

会 長 続きまして、「(4)令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の変更について」、報告をお願いします。

漁業振興課

- ・今後の7月にかけての盛漁期に備えるため、昨年から適用した関係者合意のルールに基づき、国に追加配分を要望。
- ・国留保 30,500トンのうち、長崎県を含むすべての数量明示区分の拠出相当量8割のうちの6割にあたる 15,400トンを追加配分総量とし、長崎県の当初 TAC シェアを乗じて 3,000トンが追加配分。
- ・その結果、まあじの本県漁獲可能量は、19,700 トンから 22,700 トンに変更。

・中型まき網漁業への配分量は、追加配分後の22,700トンから県留保枠の1,000トンを減じた21,700トンに、中型まき網漁業の漁獲割合88.78%を乗じ、100トン未満を切り上げた19,300トン。

会 長

ただ今の報告について何か意見等はありませんか。

岡部委員

今回の追加配分については、多分4月ぐらいまでのデータが出たタイミングで、1月から12月までの管理期間について4か月经過時における追加配分の話である。各県合意があればとのことですが、これは国から配分があれば各県どこでもやると思います。国から追加配分しますよと言われた時に、これはお金を払う訳ではありません。来年分から前借する訳でもありません。今年度の留保分から自分の県に配分があるにこしたことはないとの判断が先にきてですね。まあじの場合は、いわし類、さば類より変動率が少ないという魚であると判断したことによって、総枠の2割を国として留保枠として準備しておきますと、そしていわし類については3割を留保枠として一年を管理していくと、そしてこの留保とはどこに漁場形成がされるかわからない、そのような時に国が一定数の留保枠を確保して、その留保枠を有効に活用しながら、ただし数量配分県の間ではその利用の仕方について合意に基づきながらという条件がありますけど、今回の配分はですね、消化率がそこまで進んでいない段階での追加配分の話だったように感じています。ですので留保の利用の仕方が魚種によって、年によって、極端に言ったら国の担当者によって留保の活用の仕方がまだずれてる。変化している。国として留保をこのように使っていくましよう、漁業現場が混乱しないようにこのような利用の仕方にしていきましょう、っていうことがまだ私たちには見えていない。最近で一番現場の混乱を和らげるために75%ルールという言葉は何回も耳にさせてもらった。それは水政審が開かれないと追加枠の配分ができないということで、最初に水政審に75%ルールというもの利用しますと諮っていたら、実際に75%を超えた時に、自動的に追加配分できますということできずと現場混乱を起こさないよう、少なくするというので75%ルールという言葉を目にしてきた。実際昨年、いわしであったり、さばであったりが75%到達した時に帰ってきた言葉が、日々報告しているところじゃないと75%ルールは使えませんと。これまで75%ルールのお話をする時には日々管理をすることで75%ルールをいえるようになりますという説明は一度として聞いたことがなかった。いざ使えるでしよって聞いたら、いや日々管理報告している人しか対象にならないですよという。このようにまだまだ国の留保の使い方にもブレがありますので、そこは県としても、しっかりした考え方に基づいてですね、今回もう合意したとのことと進んできてますが、逆に私は今回追加配分のタイミングは早すぎじゃないかと、もう少し70%、80%というところまで各県がきて、本当に困った県にしっかり配分すべきじゃないのかと思います。今回については、留保を10%しかしてませんということに等しい追加配分に見えると感じました。

今回のこれは進んでいることなので、報告を受けたとおりに思っていますが、今後追加配分についてしっかり、県の職員と国とのやりとりだけがOKになるんじゃないかと、漁業者にこういうこととこうなっていると県としてきちんと

言えるような、私がおし説明を受けたら、え、なんで今するのっていう答えを出してしまいますので、追加配分のあり方をもっとしっかりしたものを考えていただきたいと思います。

漁業振興
課
松尾
企画監

少しだけ県の考え方をコメントさせていただきます。

漁業振興課企画監の松尾と申します。

先ほど、数量明示県が集まって、5月に話し合いをして決めた話で、私も初めて参加したのですが、趣旨としてはTACというのは、割り当てられた数量をできるだけ消化しましょう、有効に使いましょうということからスタートしていると、本県もかなり前から関係県と協定を結んでこの会議に臨んでいる状況。そういった趣旨を踏まえて、早めに国の留保の50%にあたる分を各数量明示県に配分して、そういう中で余裕があれば先取りができるという趣旨を踏まえ賛同してきたところ です。

ただ、岡部委員からあったように、本来の国の留保とは何か、ということ振り返ると、確かに岡部委員の指摘される部分もあるということで、そこも踏まえて考えていかなければいけないこともあります。改めてこれはどういうことなのかと考え方を事務局を持つ島根県に問い合わせた中で、やはり有効活用していきたいということが強いと説明が返ってきたところ です。それから、趣旨が、先ほど75%ルールというのが出ましたけど、数量管理をしてすぐち密な計算をしていくんですけども、数量管理ができて初めて75%ルールが適用できる、なので裏返すと数量管理しとかないといけない。それが非常に使いにくい、75%ルールの適用は非常に難しいということで、4県集まって先に50%だけまず分けましょうとなった。とどのつまりは75%ルールの適用が難しいということなので、この数量明示県会議には国もいらっしやっているので、課題も訴えながら消化率を上げていく方法を見出せばいいのかなと思っています。

岡部委員

今、75%ルールのことに入ったので、私はこのルールが出た時に評価しました。ただ、75%ルールが1%からち密な管理になっているんですね。10%、20%の時にそこまで管理する必要はないですよ。ですから今のルールがそのまま絶対だということではなく、50から60%までは当初の管理で十分だと思います。それが75%ルールを利用しようと思えば、70%ぐらいからは日々報告を現場に求めていく。現場から報告が積み上がって初めて県の方で管理できますので、現場が報告できるかどうかというところを調査し、75%ルールをもっと利用しやすいルールに変えていく方が、よほど国の留保枠の有効利用につながると思いますので、今のルールの在り方が最善なのかということを検討してもらおうこと、ここは強く求めたいと思います。

松尾
企画監

各県との関係もありますが、数量明示県会議の場でこのような意見があったという事は申し述べて、岡部委員ご指摘の工夫ができないか訴えかけていきたいと思っています。

会 長

その他に何かありませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長	事務局から何かありませんか。
事務局	特にありません。
会 長	それでは、これをもちまして、第295回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。 <閉 会:15:40>
